

～相談事例～

こんな時、どうするの？ 廃棄物の種類

会報でお知らせするほどの照会はありませんでしたので、廃棄物処理アドバイザー事業などで、廃棄物処理法の基礎研修をおこなっておりますがその研修の中で、御披露している廃棄物の種類について、御紹介します。

1. 竹が不要になったときに廃棄物の種類は何に該当するか。

⇒ そもそも竹は、イネ科の多年草であって学術的には、草に該当します。そうすると、不要になった時の廃棄物の種類としては、動植物性残さに該当することになりますが、物理的には、草というよりは木と同じような性状であるため、処理する場合を優先させるか、学術的な判断を優先させるかで、自治体により判断が異なります。栃木県では、発生した後の適正処理の観点から、物理的に性状が同じような「木くず」に該当させています。それでは、近県の取り扱いはどうでしょうか、さっそく確認してみました。結果は次の通りでした。

- ・茨城県は、10m以上に成長することを考慮すると、木くずに該当させている。
- ・群馬県は、具体的な発生状況を御説明いただかないと、回答できない。
- ・埼玉県は、竹は産業廃棄物の20品目に該当するものはないが、建物の新築、解体など建設業から発生する場合は、木くずに該当させ産業廃棄物として処理する。
- ・千葉県では、廃棄物として生じた竹を処分する場合の取り扱いについて、平成26年2月27日の通知で、木くずとして処分するよう明記されております。

結果的には、関東の近県では、木くずとして処分されているようでした。各県の担当者の方に電話で確認しましたが、即答する県はなく、どこの県の担当者も一度確認してご回答していただきました。

2. ユニクロやイオンで売れ残ったフリースを廃棄物として処分する場合は、何に該当するか。

⇒ フリースは見た目繊維くずかなと思いがちですが、廃棄物処理法で定められている繊維くずは天然繊維であり、フリースは100%ポリエステルであるため、繊維くずではなく廃プラスチック類に該当します。タイヤも原料が天然ゴムではないので、廃プラスチック類に該当しますがこれと同じです。現実的には、ユニクロやイオンから廃棄物として処分するフリースは、値段を下げれば売れてしまうので、発生しないと思います。

廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、manifestoの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言を行う事業を実施しております。

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- manifesto等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、manifesto、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設。更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5万円）
※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。